

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三の規定によって、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成十九年四月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、現に危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）において、危険物の取扱作業に従事しているものは、次のとおりこの講習を受講しなければならない。

1 製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった日から一年以内（ただし、製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった日前二年以内に危険物取扱者免状の交付又はこの講習を受けている場合は、それぞれ免状の交付を受けた日又は講習を受けた日から三年以内）

2 前回の講習を受けた後、引き続き危険物の取扱作業に従事している場合は、前回の講習を受けた日から三年以内

二 講習年月日及び場所

講習日	講習種別		場所
	午前	午後	
平成十九年六月二十九日	給油取扱所	その他	広島市
平成十九年七月二日	その他	給油取扱所	広島市
平成十九年七月四日	給油取扱所	その他	廿日市市
平成十九年七月六日	給油取扱所	その他	三次市
平成十九年七月九日	コンビナート	コンビナート	福山市
平成十九年七月一〇日	給油取扱所	その他	福山市
平成十九年七月一日	その他	給油取扱所	福山市
平成十九年七月二日	給油取扱所	その他	尾道市
平成十九年七月三日	給油取扱所	その他	三原市
平成十九年七月一八日	給油取扱所	その他	東広島市
平成十九年七月一九日	給油取扱所	その他	呉市
平成十九年七月二〇日	給油取扱所	その他	広島市

注一 講習種別欄の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「コンビナート」とは、コンビナート等特別防災区域内の製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者

を対象とした講習であり、「その他」とは、前二者以外の危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習である。

二 受講申請書を受理した後、講習日時及び会場を指定した受講票を本人あてに送付する。

三 受講人員の状況により、会場によっては講習希望日を変更し、又は講習を取りやめる場合がある。

三 講習科目及び時間

1 午前

講習科目	時間
一 危険物関係法令に関する事項	午前九時一〇分～午前一〇時一〇分
二 危険物の火災予防に関する事項	午前一〇時一〇分～午後〇時一〇分

2 午後

講習科目	時間
一 危険物関係法令に関する事項	午後一時一〇分～午後二時一〇分
二 危険物の火災予防に関する事項	午後二時一〇分～午後四時一〇分

四 受講手続

1 受講申請書の受付期間など

平成十九年五月十四日（月）から五月二十五日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く（受付時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。）。

郵送の場合は、平成十九年五月二十五日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

2 受講申請書の提出先

受講申請書の提出先は、次のいずれかとする。

(一) 各消防本部（署）

(二) 社団法人広島県危険物安全協会連合会（〒七三二―〇八二四 広島市南区的場町一丁目七番二〇号 広島県石油会館一階）

ただし、郵送の場合は、社団法人広島県危険物安全協会連合会あてとし、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請書在中」と朱書すること。

3 受講申請書は、消防本部（署）、社団法人広島県危険物安全協会連合会又は広島県県

民生活部危機管理局消防・保安室で配布する。

五 受講手数料

四千七百円

この手数料は、四千七百円に相当する額の広島県収入証紙を受講申請書の所定の欄に
はって納めること。

この収入証紙には消印をしないこと。

なお、受講申請書受理後は、書類及び手数料は返還しない。

六 講習当日の受付

講習当日は、講習開始の三十分前から受付を開始する。

受講者は、受講票及び危険物取扱者免状を受付に提出すること。

七 講習修了証明書

講習修了の証明書は、危険物取扱者免状に記入する。

なお、この危険物取扱者免状は、講習終了後に返却する。

八 その他

1 講習のテキストは、当日会場で配布する。

2 講習会場及びその周辺には駐車場がないので、自動車で来場しないこと。

3 その他講習についての問い合わせは、最寄りの消防本部（署）、社団法人広島県危険
物安全協会連合会（電話〔〇八二〕二六二―二〇三三）又は広島県民生活部危機管理
局消防・保安室（電話〔〇八二〕五二三―二七九〇〔ダイヤルイン〕）にすること。